

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要(国内規制)

目的

- ① 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種について、漁業者等による届出、取引時の情報伝達、取引記録の保存、輸出時の証明書の添付等を義務付けることにより、違法漁獲物の流通を防止するとともに、
- ② 特に厳格な漁獲量管理を行う必要がある魚種等について、取引時の情報伝達、取引記録の保存、輸出時の証明書の添付等を義務付けることにより、漁獲量等報告義務に違反する漁獲物の流通を防止し、もって違法漁業の抑止、持続的な水産資源の利用等に寄与する。

主な措置内容

① 違法漁獲物の流通防止のための規制

(特定第一種第一号水産動植物:アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚)

(1) 採捕事業者の届出 (第3条)

アワビ、ナマコ及びうなぎの稚魚を採捕する漁業者等(届出採捕者)に対し、適正な採捕権限を有する漁獲者である旨等の行政機関への届出を義務付け

(2) 取扱事業者の届出 (第11条)

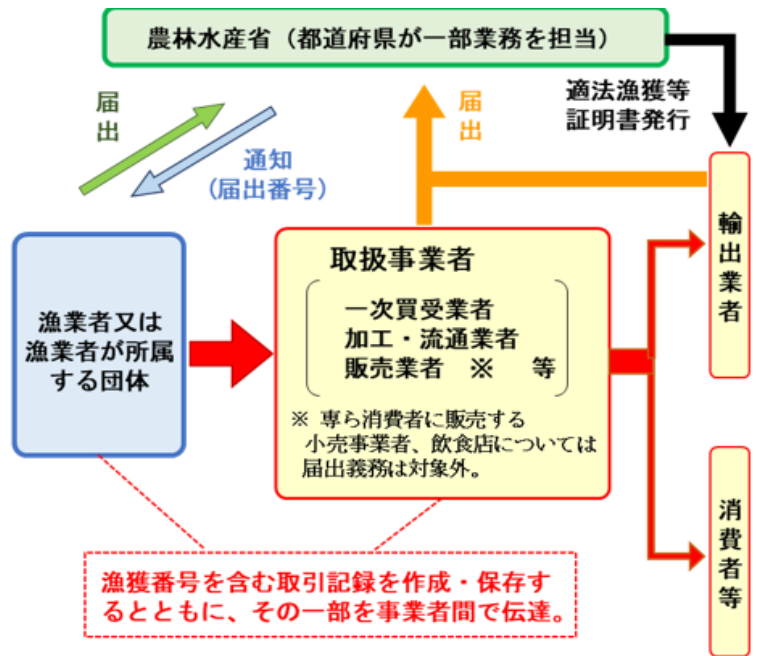
アワビ、ナマコ及びこれらの加工品並びにうなぎの稚魚の販売等を行う事業者に対し、届出を義務付け。

(3) 情報の伝達、取引記録の作成・保存 (第4条～第6条)

届出採捕者、取扱事業者に対し、取引時に、漁獲番号等の伝達を義務付け。また、その取引記録(名称、取引量、取引日、取引先名、漁獲番号を記載)の作成・保存を義務付け。

(4) 輸出の規制 (第13条)

輸出業者に対し、適法に採捕されたこと等を示す適法漁獲等証明書を義務付け。



② 漁獲量等報告義務違反漁獲物の流通防止のための規制

(特定第一種第二号水産動植物:太平洋クロマグロの大型魚)

(1) 取扱事業者の届出 (第11条)

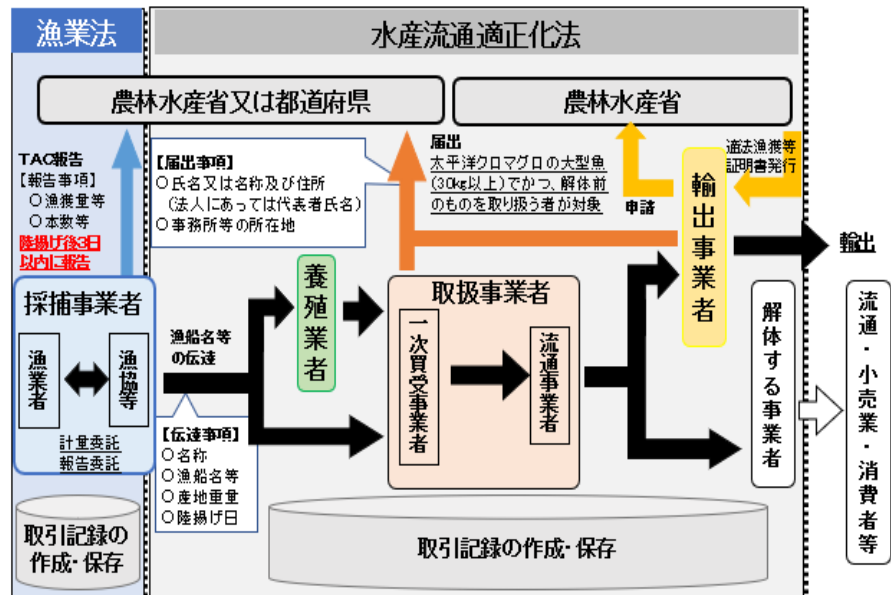
太平洋クロマグロの大型魚の販売等を行う事業者に対し、届出を義務付け

(2) 情報の伝達、取引記録の作成・保存 (第8条～第9条)

取扱事業者に対し、取引時に、船舶の名称、産地重量、陸揚げ日等の情報伝達を義務付け。また、その取引記録(名称、取引量、取引日、取引先名、伝達情報等を記載)の作成・保存を義務付け。

(3) 輸出の規制 (第13条)

輸出事業者に対し、適法漁獲等証明書の添付を義務付け。



特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要(輸入規制)

目的

国際的なIUU(違法・無報告・無規制)漁業防止の観点から本法による輸入規制を講じる必要がある魚種について、輸入時に適法性を証明する証明書等の添付を義務付け、IUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防止し、もって違法漁業の抑止、水産資源の持続的な利用等に寄与する。

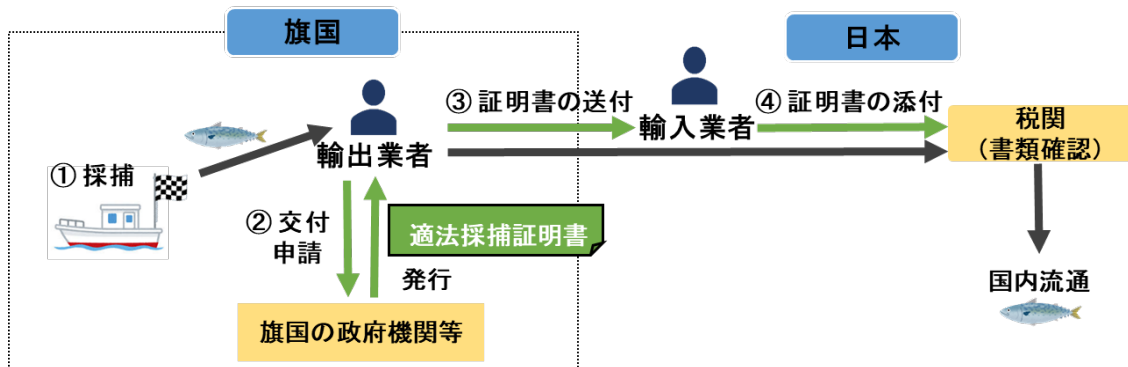
主な措置内容

IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制(特定第二種水産動植物:サバ、サンマ、マイワシ、イカ)

サバ、サンマ、マイワシ及びイカ並びにこれらの加工品の輸入に際し、適法に採捕されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付け
(法第31条)

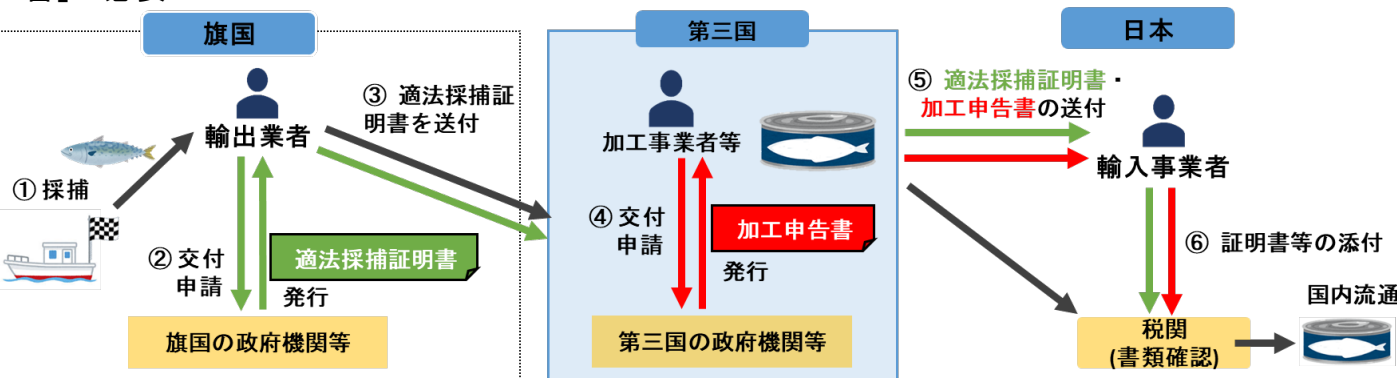
【ケース1: 旗国から直接日本に輸入する場合】

旗国の政府機関が発行した「適法採捕証明書」が必要



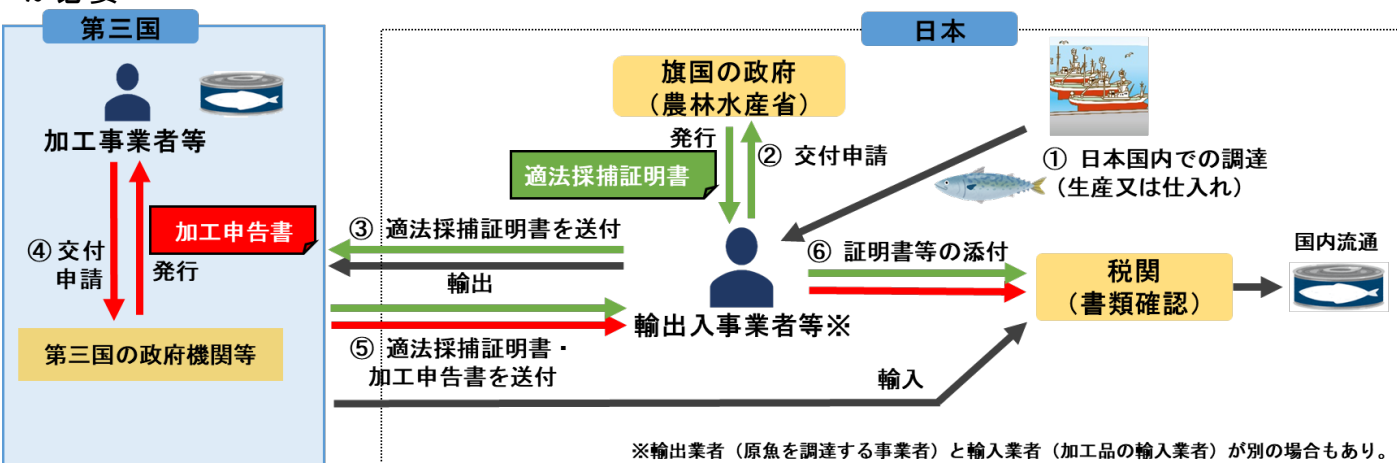
【ケース2: 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合】

旗国の政府機関が発行した「適法採捕証明書」及び第三国(加工地)政府機関等が発行した「加工申告書」が必要



【ケース3: 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合】

農林水産省が発行する「適法採捕証明書」及び第三国(加工地)政府機関等が発行した「加工申告書」が必要



※輸出業者(原魚を調達する事業者)と輸入業者(加工品の輸入業者)が別の場合もあり。